

平成19年5月25日
近畿財務局

滋賀中央信用金庫に対する行政処分について

1. 滋賀中央信用金庫（本店：滋賀県近江八幡市）については、営業店において発生したATM現金横領の不祥事件に関し、法令上の届出の義務があることを認識しながら当局への報告を怠っているなど、法令等遵守の観点から不適切な対応が認められた。このため、信用金庫法第89条第1項で準用する銀行法第24条第1項の規定に基づき、事実関係及び発生原因等の報告を求めたところ、経営陣の法令等遵守に対する認識が不十分なうえ理事会等が本来の機能を果たしていないなど、当金庫の法令等遵守態勢及び経営管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同金庫に対し、信用金庫法第89条第1項で準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 適切な業務運営を確保するため、以下の観点から法令等遵守態勢及び経営管理態勢を確立・強化すること。
 - ① 法令等遵守及び経営管理に係る経営責任の明確化
 - ② 理事会等の機能強化による全金庫的な法令等遵守態勢の確立
 - ③ 役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底(不祥事件発覚後の適切な対応及び規程整備等を含む)
 - ④ 厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化
 - ⑤ 監事機能の抜本的な改善・強化
- (2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成19年6月25日までに提出し、以後、業務改善計画の実施完了までの間、計画の進捗・実施状況を3か月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先

近畿財務局理財部金融監督第2課

電話06-6949-6370

近畿財務局大津財務事務所理財課

電話077-522-4362